

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

監査の対象団体	一般財団法人水戸市農業公社	
監査の対象部課（所管課）	産業経済部農政課	
監 査 の 結 果	監査の結果に基づく措置の状況	
<p>1 意見</p> <p>公社では、主要事業の一つである乳製品事業について、乳製品製造施設の移転整備を行い、令和5年度から新施設での乳製品の製造を開始し、生産性を向上させるなど機能充実を図ったところであり、令和5年度の乳製品販売収益は令和4年度と比較して増加している。</p> <p>今後は、引き続き乳製品販売における商工・観光団体や他市との連携に努めながら、市内外のイベントへの出店を行うとともに、製造したチーズの取扱店の拡充に向けて新たなPR方法を開発するなど、更なる収益の増加を図るため、積極的な営業活動に一層取り組まれない。</p> <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 公社の財務会計規程では、「随意契約の方法による場合は、あらかじめ契約をしようとする予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない」とされており、また、「契約事務の処理については、水戸市の例による」と定められている。</p> <p>森のシェーブル館に係るロゴマークデザイン作成委託、冷凍機保守点検契約及び機器移設配管工事について、次のとおり規程に定める事務処理がされていなかった。</p> <p>(ア) 予定価格を定めていなかった。</p> <p>(イ) ロゴマークデザイン作成委託については、見積書を徴していなかった。</p> <p>(ウ) 水戸市の例によると、契約書の作成を省略するときは、契約の相手方から請書を徴しなければならないが、請書を徴していなかった。</p>	<p>乳製品事業での更なる収益の増加を図るため、積極的な営業活動やコストダウンについて指導監督に努めている。</p> <p>公社では、収益増につながるように、原材料費等の高騰分を適切に転嫁した乳製品の価格改定を実施し、さらに、購買を喚起するようなホームページのリニューアルに取り組んでいる。</p> <p>さらに、インターネット販売も視野に入れ、利便性向上策についても検討を進めている。</p> <p>随意契約事務について、再発防止策として、公社の財務会計規程に沿った手続を行うよう担当者を指導した。</p>	

イ 公社の財務会計規程では、「契約事務の処理については、水戸市の例による」とされていることから、原則として水戸市と同様に処理することが求められる。

しかし、水戸市の契約事務は、地方公共団体に適用される法令等に基づき処理されているものであるため、公社において同様に処理することが難しい場合もある。

公社の財務会計規程では、「これにより難しいと認めるときは、別に定めるところにより処理することができる」とされていることから、別に契約基準を設けて運用している他の外郭団体の事例を参考にしながら、事務局体制や業務量等に応じた契約事務の処理基準を整備することについて、検討されたい。

(2) 帳簿等について

ア 公社の財務会計規程に定める帳簿等のうち「借入金台帳」について、規程に定める様式では、「借入先」や「利息」等を記録することとされているが、規程に定める様式と異なった様式を使用しており、その記録がなかった。

イ 公益法人会計基準では、財務諸表には、当該事業年度末現在で保有する固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記しなければならないとされているが、令和5年度決算の財務諸表に注記された固定資産の取得価額及び減価償却累計額に、令和5年度中に除却した固定資産に係る金額が含まれていた。

契約事務の処理基準について、他の外郭団体の事例を調査した。現在、公社独自の契約基準の整備に向けて取り組んでいる。

帳簿等については、速やかに公社の財務会計規程に定める様式に修正した。再発防止策として、今後は公社の財務会計規程にのっとりた処理を行うよう担当者を指導した。

速やかに誤りを確認し、適切な記載に改めた。再発防止策として、今後は公益法人会計基準にのっとりた処理を行うよう担当者を指導した。

監査の対象団体	一般財団法人水戸市公園協会
監査の対象部課（所管課）	都市計画部公園緑地課
監 査 の 結 果	監査の結果に基づく措置の状況
<p>1 意見</p> <p>協会が管理を受託している公園のうち、植物公園における令和5年度の利用人数及び収入金額は、令和4年度と比較して減少している。植物公園における入園料や喫茶等の収入は協会の自主財源となるものであることから、利用人数の増加に向けて、リニューアルした温室のほか、未来に残すべき園芸文化遺産として認定された梅の品種のコレクションなど、植物公園ならではの魅力や特色を生かした広報に積極的に取り組まれない。</p> <p>（一般財団法人水戸市公園協会）</p> <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 物品について</p> <p>協定書の仕様書によると、指定管理者が指定期間中に管理経費により購入した物品は水戸市の所有に属するものとされているが、令和5年度に購入した5万円以上の物品について、協会が公園緑地課に報告しているにもかかわらず、公園緑地課では市の物品として登録していなかった。（公園緑地課）</p> <p>(2) 帳簿等について</p> <p>協会の財務会計規程では、「協会に係る業務を記録し、計算し、及び整理するため、帳簿及び帳票類を備えなければならない」とされているが、規程に定める帳簿等のうち、「基本財産台帳」及び「特定資産台帳」を備えていなかった。</p> <p>（一般財団法人水戸市公園協会）</p> <p>(3) 時間外勤務について</p> <p>協会の給与及び旅費規程では、「給与及び</p>	<p>植物公園では、令和3年4月のリニューアルを契機に、工夫を凝らした魅力づくりや、植物展示に変化をつけた見せ方を行うとともに、体験型イベントの充実を図るなど、植物公園の特色を生かした事業を実施している。</p> <p>今後においても、入園者数の増加に向け、季節に合わせたイベントや各種展示会の開催に加え、ナショナルコレクションに認定された「水戸のウメ」を活用した様々な仕掛けづくりを行うなど、レストランや売店を含め、植物公園の魅力を高め、戦略的なプロモーション活動を展開する。</p> <p>協会の令和6年度末の備品台帳及び現品を確認し、市の備品台帳における登録漏れを確認した。</p> <p>協会が管理経費にて購入した5万円以上の備品について、財務会計システムへ登録した。</p> <p>帳簿等については、令和6年11月に「基本財産台帳」及び「特定資産台帳」を作成し備え付けた。</p> <p>次長兼係長への時間外勤務手当の支給について</p>

旅費の支給方法は、水戸市職員の例による」とされている。水戸市においては、管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日に勤務した場合は管理職員特別勤務手当を支給することとされており、時間外勤務手当を支給することはできないが、協会では、管理職員に対し、時間外勤務手当を支給していた。

(一般財団法人水戸市公園協会)

は、勤務実態等を踏まえ、過去に人事課、労働基準監督署と協議を行い、管理職手当に加え、時間外勤務手当を支給したものである。

管理職員の時間外勤務手当については、協会の組織及び事業の実情に合わせ、令和7年度の協会の理事会において「給与及び旅費規程」の見直し等を行う。

監査の対象団体	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター
監査の対象部課（所管課）	産業経済部商工課
監 査 の 結 果	監査の結果に基づく措置の状況
<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 現金の管理について</p> <p>センターの財務会計規程では、「現金は、小口支払に充てる手持ち現金（以下「小口現金」という。）以外は、金融機関に預け入れておかなければならない」とされている。センターでは、小口現金として10万円を保管しているが、このほかに、年間の交際費用として、交際費の勘定科目から5万円を支出し、現金で保管していた。</p> <p>また、交際費用として保管している現金を、釣銭用現金としても使用していた。</p> <p>現金管理の明確化を図るため、交際費の支払には小口現金を活用するとともに、釣銭資金用の現金を別に保管するよう、管理方法の見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 金券類について</p> <p>郵便切手及び収入印紙は、郵便切手・収入印紙出納簿に記録して管理しなければならないが、出納簿に記録していないものがあった。</p>	<p>交際費の現金保管は行わず、交際費用はその都度、必要額を支出するよう改める。</p> <p>また、釣銭用現金については、小口現金とは別に保有できるよう、財務会計規程を改正し、管理を明確化する。</p> <p>記録のなかった郵便切手については、速やかに郵便切手・収入印紙出納簿に記録した。</p> <p>また、監査の指摘後、事務室にて、職員全員に対し、記録の徹底について周知したところであり、今後は適正に管理していく。</p>